

防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表

章		見出し	条	意見等	提言書に指摘事項として記載すべき事項
前文					
第1章	総則	目的	第1条		
		位置付け	第2条		
		定義	第3条		
第2章	自治の基本理念及び基本原則	基本理念	第4条		
		基本原則	第5条		
第3章	市民及び市民等	市民等の権利	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の権利には大事なことが書いてあるが、当たり前のことばかりなので、市民等が関心を持たない。 小さいときや若いときから市政に興味を持ってもらえるような仕組みがあるとよい。 子どもや青少年に対する防府市自治基本条例の存在と意義を伝える仕組みに関して、学校教育の中で副読本のようなものを作り、具体的な教材として出していく必要がある。条例の存在を子どもの頃からきちんと伝えていく点において学校教育における副教材の作成は重要になってくる。この副教材を使った先生の研修を行っていくことが必要。 	子どもや青少年に市政に関心を持ってもらい、自治基本条例の存在と意義を伝えるため、学校教育における副教材の作成や教師の研修などの取組みが望まれる。
		市民等の責務	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 市民の責務として市民の目で防府市の不具合を集め、市に提案し、対応の回答をもらうシステムができれば、自分の地域を気にかけるようになる。 市が意見を求めていることを市民に気付いてもらうように市広報に掲載すること等も必要。 市民等に責務を果たしてもらうために市民等の自主性をどう引き出すかが課題。 自治会からの働きかけなど、自治会活動の進化も必要。 自治会に対してはインターネット等を利用した新しい手法だけでなく、紙面などによる従来の手法もしっかりと用いて分かりやすく情報提供していくことが必要。 自治会を通じて意見を求めると回答率は高くなり、更に結果をフィードバックすると住民にも参画しているという意識が芽生え次につながる。 地域のニーズを把握するための定期的なアンケート調査は必ず必要になってくる。 	市民等が自らの権利と責務を実感でき、自主的に市政に関わる意識が芽生えるような取組みが必要と考える。
第4章	市議会	市議会の役割と責務	第8条		
		市議会議員の責務	第9条		
第5章	執行機関	市長の役割と責務	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 職員が職務以外で活動している様子を外部へ向けて発信し、誰からも見えるようにした方が透明感があり理解される。 社内に図書館のようなものを設け、業務に役立つ本を揃えて貸し出すなど、各自で自由に学習をする方法もある。小さな競争をたくさんすることで、大きな競争につながる。これは仕事の中でも競争意識が高まるので有効な手段だと思う。 	職員一人ひとりの能力に高い質を求められている時代に対応するため、事業者やNPO法人などの市民等と連携し、職員の課題解決能力や調整力などの能力の質を高める研修の機会を設けていただきたい。

章	見出し	条	意見等	提言書に指摘事項として記載すべき事項	
			<ul style="list-style-type: none"> 市職員が、市民やNPO団体と一緒に研修を受ける機会があったらいい。 市職員のレベルアップのため、いろいろなところとの横のネットワーク作りが課題。市の抱えている課題について、各課の職員と民間を入れたワークショップを行うなど、勉強する機会を作っていくと能力が高まっていく。調整力を高める意味でも幅広く研修の機会を捉えてもらいたい。 市職員がまちづくりに興味を持ち、祭りに参加したり観光地の説明ができるよう、防府のまちを知ってもらう勉強をしていただきたい。 自己啓発をしたくなるという意欲を持たせる働きかけが大事。いろいろなところとつながると、いい仕事ができるということを周知し、意欲を持たせることも大事。 民間研修に派遣される職員には、企業の厳しい現状や背景も吸収してもらえたらうれしい。防府市をアピールできる観光や産物のエキスパートを育てる研修があれば、魅力的なメンバーが揃っていい。 税収が減り、職員一人ひとりの能力に高い質を求められている時代なので、能力の質を向上させる研修を民間と一緒にする仕組みをこの条例を機会に作ってほしい。講座を公開型にし、市民と市職員と一緒に受け、グループに分けたワークショップでまちづくりの課題について話し合わないで一人ひとりの能力を高めていけないので、この条例を機会に仕組みを作っていただきたい。OJTで自治体職員として能力を磨いていくしかないので、研修事業についても検討し、条例に基づいて新しい仕組みができた市民にアピールできるようなものができたらいい。 		
		執行機関の役割と責務	第11条		
		市の職員の責務	第12条		
第6章	総合計画	総合計画	第13条	<ul style="list-style-type: none"> 時代の流れにより見直す必要のある項目が出てきたなど負の部分を出し、推進段階で進捗状況や過程を市民に知らせる方策をとると条例がもっと生きてくる。策定後の動きを開示していく方法を考えてほしい。 評価は行政だけでなく第三者委員会など一般の人を入れられないか。 	総合計画策定後の進捗状況や経過等の情報を市民等に分かりやすく提供できるよう、行政評価の改善を望む。
第7章	行政運営	市長等の組織	第14条		
		情報の提供及び公開	第15条		
		個人情報の保護	第16条		
		説明責任と応答責任	第17条		
		行政評価	第18条	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が入っていない行政評価や運営評価には偏りが出てくる。早目に第三者委員会が設立できるシステムをつくらせて欲しい。 	市民等の外部委員を含む第三者委員会を設置し評価を行う制度の検討をお願いしたい。
		行政手続	第19条		
		法令遵守	第20条		
		公益通報	第21条		
		政策法務	第22条	<ul style="list-style-type: none"> 防府市自治基本条例とその他の条例や規則との整合性をチェックしていくことで条例の良し悪しは蓄積されていく。 防府市自治基本条例は行動指針だと思うが、他の条例と照らし合わせて問題点があれば見直していかなければならない。専門の課ができたのなら、表などで逐一チェックをしていくべき。 政策法務を推進するという形で課に位置づけることは、県内では先進的な取り組みで重要なこと。 	政策法務を推進する課を設置するなど先進的な取り組みをしており、今後も他の条例や規則との整合性を図り自治基本条例の趣旨に沿った運用を進めていただきたい。

章		見出し	条	意見等	提言書に指摘事項として記載すべき事項
		危機管理	第23条	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に関する取り組みなど、危機管理の現状を市民の方に知ってもらうのは重要。 洪水ハザードマップ等は自治会単位でもいいので危険度のランクを付けると逃げる場所を決めることができるのでわかりやすい。 海拔表示など市民の生命を守るために必要な対策は行政で行って欲しい。 避難勧告等を出した時の住民の実際の動向などを把握すると実効のある防災対策の参考になる。 	市民等の生命や財産を守るための行政の役割として、危機管理の現状や避難に関する分かりやすい情報の提供を望む。
第8章	財政	財政運営	第24条		
		財政状況の公表	第25条		
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条	<ul style="list-style-type: none"> 「防府市自治基本条例」や「防府市参画及び協働の推進に関する条例」について友人に聞いてみても、あまり知らないし関心もない。そのような人たちが大部分だと思う。その中でどう市民に広げ積極的に参画と協働に取り組むようにできるかが課題。 「防府市参画及び協働の推進に関する条例」で規定された参画の手法が具体的にどういう形で市に取り入れられてくるかが大事になってくる。公聴会等やワークショップにより、市民の参画の機会が広く設けられることになったので、そこがこれからの大事なポイントになる。 市民にどんな風に情報を示したら興味を持ってもらえ、知っていただけるかが課題。市役所の会議も分かりやすく対象となる人の目線で情報発信がされたいと思う。 テレビ(行政情報番組)はラジオより見る確率が高いと思うので、働いている人などが見られない平日の昼間より早朝や夕方、夜にやるといいと思う。 防府市ではインターネットから行政情報を得ている人が数十パーセントと少なかったというアンケート結果がでたことがある。また防府市の全小中学校が4月1日からコミュニティスクールに移行したが、そのことを知っている住民は非常に少なく、身近な取り組みさえも周知されていない状況である。行政や学校からの情報を地域の方に周知、認知してもらう取り組みは、行政が仕組みを考え、一歩踏み込んだ周知、認知を図っていく取り組みをしていかなければならない。 防府市の参画のメイン手法を1つに絞り、参画を促す工夫を自然にやっていると次世代もついてきて、防府市の参画の手法が出来上がる。 地域の方が参画し取組んでいくことが大事。 市民に周知を図り、理解、共通認識を持ってもらうためには思い切った取り組みをする必要があると思う。特に学校教育の中で取り上げてもらうことは重要で、行政側から社会科の教材の一つとして、パブリックコメントの制度について中学校・高校の授業の中に入れてもらうなど、市職員が出向いてアピールすることが必要。行政がどんどん出て行かなければ、共通理解、認知ができていけないので、行政のこれからの方向性が大事になってくる。 出前講座なども分かりやすい資料を作成しマニュアル化しておくといい。 	市民等に関心や興味を持ってもらうために市民等の目線での情報発信に努め、行政が積極的に周知や共通理解を図る仕組みを検討するなどの取り組みが求められる。 「防府市参画及び協働の推進に関する条例」で規定された参画の手法の積極的な活用により、市民の参画の機会の拡大を図ること。
		意見聴取	第27条		

章	見出し	条	意見等	提言書に指摘事項として記載すべき事項
	審議会等の運営	第28条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間にある委員会は、決まった方が応募される場合が多いと思う。より幅広い市民が応募できる取組みがあったらいいと思う。 ・ 全委員が会議そのものを非公開とした審議会等の会議録について、公表を求められた際の判断基準を明確にしておくべき。 	委員の公募にあたっては、多様な意見が聴取できるよう、より幅広い層の市民等が応募できる取組みを望む。
	住民投票	第29条		
	協働の推進	第30条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の予算で組み立てられている事業の中にも、市民活動支援センターや団体など市民と協働するといった事業になるものもあると思う。早く具体的に市民に情報提供をされるようになるといい。 ・ 子育てに関することをとってみても、市長部局、教育委員会などいろいろなところに関連の行政窓口がある。行政そのものが横の連携をしっかりと、市民と参画や協働するとさらに予算の効率的な活用ができると思う。参画と協働は進みつつあるので、行政相互間の協働も考えてほしい。 ・ 行政がいかにかセールスマンになれるかが協働の推進に結びつくと思う。 ・ 地域コミュニティと市民活動団体の活動を両輪として協働が進むといい市になると思う。地域コミュニティはこれから再編を進めることになると思うが問題について自治会や社協などの各団体で認識が難しく、これまでの活動がどう変わっていくのか見えないために話が前に進まない状況である。地域コミュニティを進めるには一方通行の「周知」ではなく「理解活動」を行い、いかに市民等の理解につなげるかだと思う。 ・ 職員の中で協働の捉え方を1つのものに近づけ、共通した認識の基で参画と協働に取り組んでほしい。取り組んだ結果、財政改革につながり、防災についても、自助の部分で参画や協働につながる。そこにいくまでの段階として、支援も大事で、育成も必要だと思う。 ・ 参画と協働を進める体制として各課に担当者を置いても良いくらいだと思う。 ・ 市職員が市民を動かしていくには限界がある。自治会などの個人が、自らの権利と身を守る延長上で行動するという流れをつくるのが大事だと思う。各自治会が自ら動けるように、他の自治会の成功事例を各自治会に届けるなど、市役所の方でグローバルに行ってほしい。 	<p>情報提供と理解活動による協働の推進と、市民等が自主的で自立した活動が可能となるまでの支援が必要。</p> <p>行政内部での共通認識に基づく参画と協働への取り組みと推進体制の整備が必要。</p>
第10章	その他	国、山口県他との連携	第31条	
		条例の見直し	第32条	
その他(全体的事項や条例の周知等に関する事)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例ができてよかったこと、悪かったことや条例により取組みがされ、市政に役立つようになった等、取組み方をチェックできたらいい。 	